

福岡県医師会団体 勤務医師賠償責任保険のご案内

(医師賠償責任保険)

この保険の特長

- ①福岡県医師会に所属する勤務医師の方を対象とする医師賠償責任保険です。
- ②団体割引20%が適用されています。
- ③法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。



勤務医師賠償責任保険の内容

団体割引20%

(保険期間1年、一括払)

日医会員区分	医師特約(型)	保険金額 ＜医療上の事故＞		保険料
		対人 (1事故につき)	対人 (1年間に付き)	
A①・A②会員	1型	100万円	300万円	4,000円
A会員以外	100型	1億円	3億円	40,664円

※日本医師会A②会員の方は、次の点にご注意ください。

- ・勤務医師の責任は、日本医師会医師賠償責任保険において補償されています。この場合、勤務医師賠償責任保険は、日本医師会医師賠償責任保険の自己負担額部分にあたる対人賠償100万円／300万円(1事故／1年間)を支払限度としてご加入いただくことになります。
- ・なお、日本医師会医師賠償責任保険の詳細につきましては、別途ご照会いただきますようお願いいたします。

刑事弁護士費用担保追加条項のご案内

従来、医師賠償責任保険では補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します(起訴後の費用を含みます。)

	想定されるご負担(損害)		該当となる保険商品
民事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等		医師賠償責任保険(医師特約)
刑事	弁護士費用・訴訟費用		刑事弁護士費用担保追加条項

・このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

問い合わせ先

<取扱代理店>

福岡県医師会設立会社 **株式会社 ケンイ**

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

福岡県医師会館3F

TEL 092-431-4847 FAX 092-431-4811

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

福岡支店 営業第一課

〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17

TEL 092-481-5310 FAX 092-414-9871

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

承認番号: SJNK19-08135 (2019/10/10)

勤務医師賠償責任保険の概要

● この保険は・・・

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求がなされた場合、患者またはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

● 被保険者(保険の補償を受けられる方)は・・・

一般医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方となります。

※勤務される医療機関が複数ある場合でも、日本国内の医療行為であれば各々の医療業務がすべて対象となります。

＜加入資格＞

ご本人または勤務先の医療機関(一般医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者あるいは管理者の先生が福岡県医師会の会員である方

※勤務医師の方がご加入の場合は、「医師特約」のみが対象となり、「医療施設特約」は対象となりませんのでご注意ください。

● お支払いする保険金

＜医師特約条項＞

①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)

②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。

● 保険金をお支払いする主な事故例

医師特約

- ・手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。
- ・診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。

● 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任
- ⑥他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任 など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②海外での事故の場合
- ③美容を唯一の目的とする医療行為によって生じた賠償責任
- ④医療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑤名誉き損または秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ⑥免許を有しない者が行った医療に起因して生じた賠償責任 など

● 保険期間

1年間となります。

※医師特約は、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります(損害賠償請求ベース)。

争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前(その保険契約を最初にご契約になったときより前)に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

● 損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年以内もしくは10年以内にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者とみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。) 解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。